

人権・平和・環境  
**あしだがわ**

発行

南部生涯学習センター(沼隈支所3階)  
福山市沼隈町草深 1889 番地 6  
TEL 980-7713  
FAX 987-2382

Webは  
こちらから

E-mail: nanbu-shougai-gakushuu@city.fukuyama.hiroshima.jp

福山市ホームページ ([URL: http://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/](http://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/)) から「あしだがわ」で検索 !**報告**

こども大学 発見!みらいの私  
**常石造船探検ツアー**

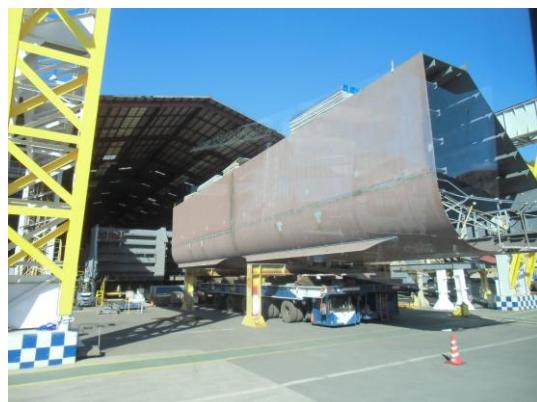


12月2日土曜日に、こども大学「発見!みらいの私」常石造船探検ツアーが実施されました。子どもたちが将来の仕事について考えるキャリア教育を目的とした事業です。今回は沼隈町にある常石造船株式会社で、船ができるまでの作業行程や造船に関する学びました。



講義を受けた後、バスに乗って工場内を見学しました。大きなクレーンや、修理中の船、製造中の船の内部など、普段見ることのできない工場の中を見ることができました。

参加した子どもたちからは、「船がどのようにして作られているのかを初めて知った。」「普段見ることのできない工場を見学できてとても楽しかった。」という感想があがりました。また、子どもたちだけでなく、保護者も興味津々の様子でした。親子で将来の夢について一緒に考えることができる機会となりました。



しかししょうとうりゅうひとえいりもくときのぞろくおんてんじかくだいみと  
視覚障がい等の理由がある人のために、営利目的を除き「録音」「点字」「拡大」などを認めます。



# 南部こんなんやるんDAY!!



山手コミュニティセンター  
電話951-5679

## れいんぼ～山手「200円ランチ」

日 時 1月23日(火)  
11:00～12:00  
場 所 山手コミュニティセンター  
参加費 200円  
内容  
みんなで、集まってまったりランチを  
楽しみながら、交流しましょう。

明王台公民館 電話952-3511  
NHK大河ドラマ

## 「西郷どん(せごどん)」に学ぶ

日 時 1月27日(土)  
10:00～11:30  
場 所 明王台公民館  
講 師 岡崎 忠さん  
(NHK文化センター講師・ふくやま文学館友の会会長)  
内容  
明治維新の立役者・西郷隆盛の勇気と実  
行力で時代を切り開いた「愛にあふれた  
リーダー」としての功績を学ぶ。

内海公民館 電話986-3722

## 「避難所体験」

～いざというとき役立つ野外体験～  
日 時 1月16日(火)9:00～  
場 所 内海公民館  
内 容  
火おこし、薪割り、  
ポリ袋でのご飯炊き  
の実体験をします。  
災害時における対応の仕方の集大成で  
す。誘い合わせてご参加ください。  
※参加申込不要



山南公民館 電話988-1981

## 「自主防災～そのときどうする～」

日 時 1月27日(土)13:30～  
場 所 清神会館  
内 容  
災害にあった時どういう行動が必要か、  
講演をしていただきます。  
また、2月3日には、災害時に備えた  
ワークショップ、2月18日には避難した  
時の体調管理についてのお話やAED  
を使った訓練などを予定しています。  
防災についての意識を高めましょう。

沼隈図書館

電話987-5630

## 講座『手話教室』

日時 1月20日(土)13:30～14:30  
場所 沼隈図書館 2階ギャラリー  
対象 どなたでも  
講師 福山手話講師団(NPO福山ろうあ協会・手話サークル会員)  
内容 簡単な手話(あいさつや自分の名前)を楽しく学びます。



通称 親プロ

● 親の力をまなびあう学習プログラム  
寄って 話して 自ら気づく

このプログラムは、子どもの成長段階ごとにぶつかる身近なテーマについて、参加者同士が子育ての悩みを共有し、知恵を出し合って学びあう、参加型の学習プログラムです。

このプログラムに「正解」はありません。「自ら気づき、学ぶことができる力」を高めていき、積極的な話し合いや共感を深めることを目的としています。



- ・幼稚園、保育所等の保護者会
- ・小・中学校のPTA会
- ・中学校・高等学校の家庭科の授業
- ・公民館、コミュニティセンター・館の講座

など・・・

さまざまな場で利用されています。  
「親プロ」ファシリテーターが進行役として、話し合いがしやすい雰囲気を作ります！！

※プログラムは約30種類あります。

悩みをかかえているのは  
自分だけではないと分かった

いろいろな話が聞けてよかったです

人数や時間帯、内容など…まずはご相談ください!!

【問合せ・申込先】

福山市市民局まちづくり推進部人権・生涯学習課

南部生涯学習センター

☎084-928-1243

☎084-980-7713

**報告**

## 済美校区人権問題講演会

# 差別をなくすための必須アイテム ～障害者差別解消法がめざすもの～

11月30日、「済美校区人権問題講演会」を行ないました。今年度は、2016年に施行された「障害者差別解消法」をテーマに広島大学大学院社会科学研究科教授、横藤田誠さんを講師にお招きしました。

### ●自己決定能力

講師は、生後7ヶ月でポリオ（小児まひ）に感染し、両足に障がいがあります。5歳の時に肢体不自由児施設若草園に入所しました。成人して自身の自己決定能力の弱さを考えた講師は、その一因に、周わりのおとなにすべてを決められて生活時間も食事のメニューも自分たちが何を望んでも叶えてもらえなかった施設での制限された生活があったことに気が付きました。



### ●障がい者同士だから全部が分かるわけではない

施設では病気で徐々に手足が動かなくなっていくなどの進行性の病気を抱えている子もいました。進行性ではない病気の講師は、共に施設での生活を送る中で互いに辛い事も楽しい事も理解し合っていると思っていたが、成人してから友人に当時の辛かった気持ちを初めて聞きました。さらに、数年前からポストポリオ症候群という進行性の病気を発症し、改めて進行性の病気の怖さや不安を感じました。そのような体験から、その人と同じ立場にならなければ分からぬ恐怖心や劣等感などがあると話されました。

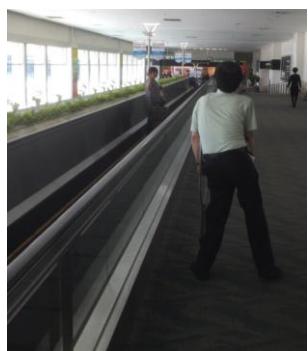
### ●障がい者は社会の一員 二障害者権利条約から

2006年に障がい者に関する法的拘束力のある初めての条約として「障害者権利条約」が批准されました。そして、(1) 直接差別（障がいに基づく区別・排除・制限であって、人権と基本的自由を害するもの）、(2) 間接的差別（障がいに基づく区別・排除・制限であって、人権と基本的自由を害する目的・効果を有するもの）、(3) 合理的配慮を行わないこと、この3つが初めて条約で差別と認められました。

### ●障害者差別解消法への期待

2016年4月から障害者差別解消法が施行されました。これまで条例でのみ認めていた直接差別の禁止などを法律上でも認め、合理的配慮の提供については義務又は努力義務として定めました。

バリアフリーと合理的配慮の違いを知っていますか？バリアフリーとは、不特定多数の障がい者を主な対象として行われる環境整備を指しています。例えば、空港でよく見かける「動く歩道」ですが、これは車椅子を必要とする人などの移動を容易にする目的があります。しかし、講師のように松葉杖を利用する人にとっては動く速さが速すぎるため利用できません。バリアフリーによってすべての人に優しい環境を作るのはとても難しいことです。そこで必要となってくるのが合理的配慮です。今、目の前に困っている人がいたら、どのような手段・方法であれば不自由でなくなることができるのかを対話などを通して考え、行動することが合理的配慮なのです。



施行から1年10ヶ月が過ぎましたが、そこまでの大きな変化はないものの声をかけてくれる人が増えているなど、小さな変化を感じるそうです。今後、すべての人に優しい社会へと変わっていくことを期待すると講師は話されました。

健常者が「動く歩道」を使用し、講師は松葉杖で歩いている写真